## 監査公表 第 3 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年2月29日

筑後市監査委員 木 庭 雄 二 筑後市監査委員 川 口 裕 二

監査の結果に関する報告について

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象及び実施期日
- (1) 社会福祉法人 筑後市社会福祉協議会 実施期日 令和6年1月24日
- 3 監査の範囲及び方法

監査は、筑後市監査基準に準拠し、令和4年度の財政援助等に係る事業について、補助金等の使途が補助目的に沿って適正に使われているか、出資している団体が出資目的に沿った運営を行っているか、指定管理者が事業計画に沿った事業を適切に実施しているかを主眼とし、関係書類による照合検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

4 財政援助の内容と金額(令和4年度決算額)

筑後市社会福祉協議会補助金46,067,720 円筑後市総合福祉センター運営費補助金17,796,000 円総合福祉センター維持補修費補助金(南北壁面雨漏り補修工事)1,177,000 円総合福祉センター維持補修費補助金(下水道接続工事)5,020,400 円保育士等処遇改善臨時特例補助金2,151,600 円社会福祉施設等物価高騰対策支援金(介護分)200,000 円

## 5 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね良好に処理されていることが認められた。